

株式会社 えぐち

LP ガスの商慣行是正に向けた自主取組宣言

当社は、2024 年 4 月 2 日公布・2024 年 7 月 2 日施行の「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則等の改正」（以下、「改正省令」）および関連ガイドラインに基づき、取引の適正化と料金の透明化を一層推進するため、以下の取組を宣言します。

1. 過大な営業行為の制限（2024/7/2 施行）

- 正常な商慣習を超える利益供与（無償貸与、無償工事、過度な紹介料等）を禁止します。
- LP ガス事業者の切替えを制限する条件付き契約の締結等を禁止します。

2. 三部料金制の徹底（2025/4/2 施行）

- LP ガス料金は「基本料金」「従量料金」「設備料金」に分けて明確に通知・表示します。（設備費用の外出し）。
- 電気エアコンや Wi-Fi 機器等、LP ガス消費と関係のない設備費用は料金へ計上しません。
- 賃貸住宅向け LP ガス料金では、ガス器具等の消費設備費用も計上しません。
- なお、上記のうち計上禁止等は新規契約に適用し、既存契約は早期移行に努めます。

3. LP ガス料金等の情報提供（2024/7/2 施行）

- 賃貸集合住宅等の入居希望者に対し、入居前に料金情報（基本・従量・設備の内訳）を提示できる体制を整備します。
- 建物オーナー・不動産管理会社等と連携し、要請があれば当社から直接提示します。

4. 公表・周知

- 本宣言および関連情報は自社ホームページ（必要に応じて店頭）でも継続的に公表します。

5. 社内体制の整備

- 役職員への研修を実施します。
- 契約書・重要事項説明書・見積書の様式を整備します。
- 定期的な自己点検を実施します。

6. 相談窓口

取引・料金に関するご相談・お問い合わせ窓口

- 株式会社えぐち
- TEL： 048-421-3665 ／ Mail： info@k-eguchi.jp

※不適切な商慣行に関する情報提供は、資源エネルギー庁の通報フォームもご活用いただけます。

7. 見直し

関連法令・ガイドラインの改訂や運用状況を踏まえ、必要に応じて本宣言を改訂し、改訂日を明記して公表します。

制定： 2024 年 7 月 2 日

株式会社えぐち
代表取締役 江口 桂